

(今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審査請求人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審 査 請 求 の 趣 旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
1	名古屋市長	名古屋市南区 在住 73歳の男性	平17. 6. 24 意識障害を伴う、 意識がなくなる、 記憶が数秒飛ぶよ うなぜん息が夜間 に多く、昼間にも 起きる	平17. 10. 6 (平17.10.14) (平19.6.8)	平19. 7. 3	障害補償費の額 の改定 (3級→2級)	棄 却 請求人の症状について、主治 医意見書によれば悪化傾向と されているが、平成16年12月 以降の公害診療報酬明細書か らは同意見書の見解を裏付け ることはできない。また、請 求人の述べるぜん息発作が受 診と結び付いていないため、 同明細書上にその状況が反映 されず、客観的な評価を困難 にしており、また、処方上の 変化もほとんど見られない。 結局、障害の程度は、未だ2 級相当の状態に至っていない と言わざるを得ず、3級相当 と認められる。	審査請求人は、昭和 11年名古屋市で出生 昭和49年9月、気管 支ぜん息で名古屋市 長から認定を受ける 障害等級は、認定時 から昭和50年まで2 級、51年から3級
2	東京都 板橋区長	東京都板橋区 在住 76歳の女性	平19. 1. 16 請求人のぜん息症 状は、平成17年以 降、主治医診断報 告書で一貫して悪 化傾向とされてい る	平19. 2. 28 (平19.4.24) (平19.8.1)	平19. 8. 29	障害補償費の額 の改定 (3級→2級)	原処分を取り消す 請求人の病歴や診療報酬明細 書等に基づいて主治医の意見 を検証したところ、請求人の 病状が悪化しているとの判断 は概ね妥当と評価できるが、 主治医が述べるように障害の 程度1級相当にまで悪化して いるとは認められなかった。 しかし、処分庁が主張する3 級相当とすることもまた適当 ではなく、症状、検査所見、 管理区分のいずれにおいても 障害の程度2級相当と判断さ れた。	審査請求人は、昭和 46年以降、都内の指 定地域内に居住又は 勤務 昭和63年2月、気管 支ぜん息で板橋区長 から認定を受ける 障害等級は、認定当 時は級外、平成3年 以降は3級 詳細は、別添裁決書 を参照